

1. 工事現場の労災保険（労働者災害補償保険の略称です）とは……

労災保険は、**労働者**が業務上の事由または通勤によって、負傷したり、病気になったり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族に対して必要な給付を行う**国の制度**です。

労働者とは、事業又は事業所に使用され、賃金が支払われるすべての方をいいます。①**事業主の指揮命令のもと**で仕事をしている、②**労働時間が管理**されている、③**賃金を支払われる**という方を**1人でも雇えば**、事業主は、加入手続きを行い、保険料（全額事業主負担）を**国に納付**することになっています。

建設業では**元請工事**（施主と直接請負契約をした工事）の**現場ごと**に労災保険を掛け、**下請の労働者**も含めて加入手続きを行い、保険料を納付します。これを**工事現場の労災保険**といい、略して「**現場労災**」といいます。

万一、事業主が労災保険の加入手続きを怠っている間に労災事故が発生した場合、さかのぼって国から保険料を徴収される他に、労災保険給付金額の100%または40%を国から徴収される制度（費用徴収制度）があります。

2. 特別加入制度について……

国の労災保険は、**労働者**の業務または通勤による災害（**労災事故**）に対して保険給付を行う制度です。そのため、事業主・自営業者・家族従事者・役員など「**労働者でない者**」は制度の対象にはなりません。

しかし、業務の実情や災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人には特別に任意加入が認められています。これが**特別加入制度**で、下記の2つの入り方があります。

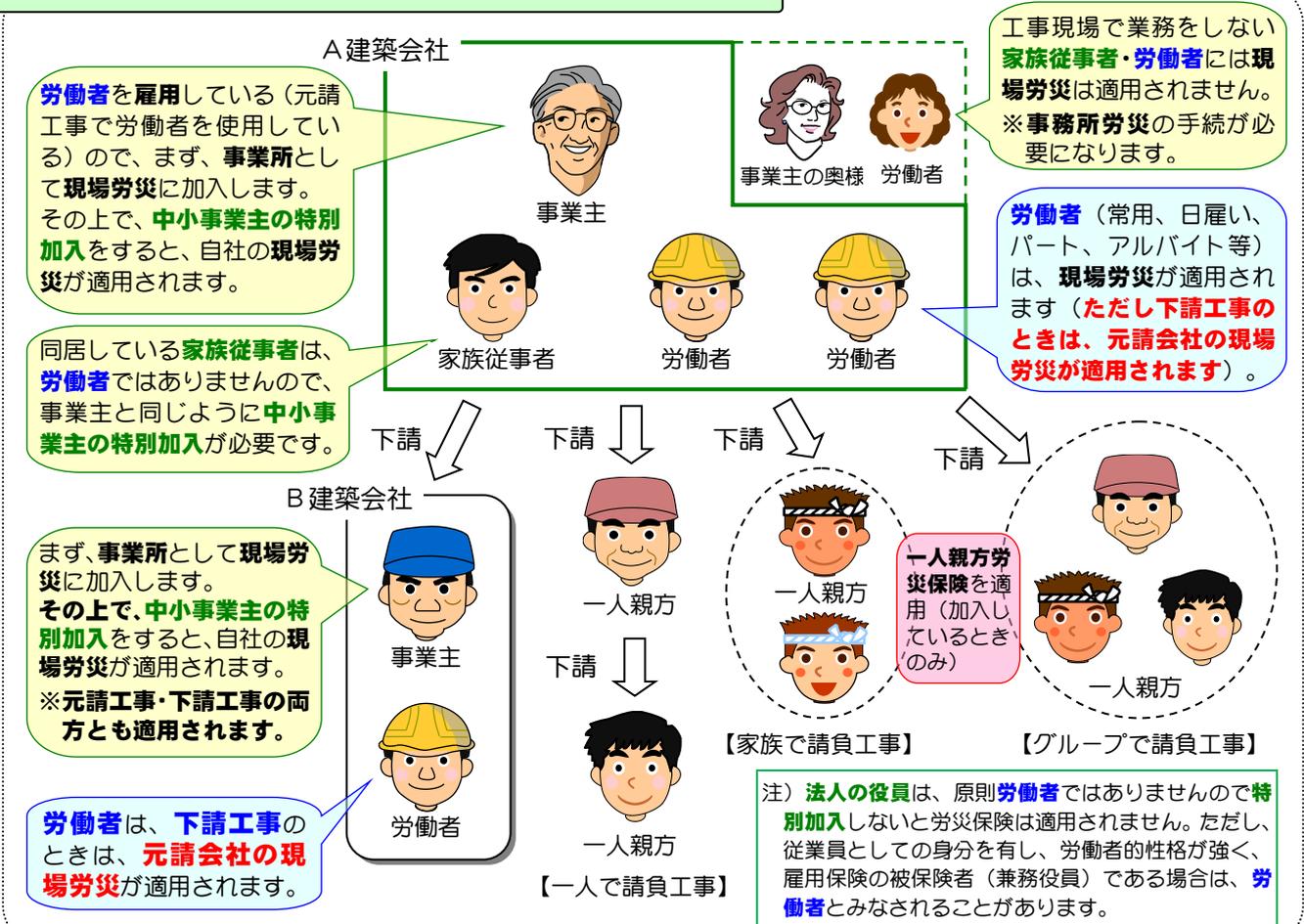
①**中小事業主の特別加入**＝労働者を常時使用する事業主、家族従事者、法人の役員等

②**一人親方の特別加入**＝労働者を使用しない一人親方、家族従事者

注）労働者を通年雇用しない場合であっても、年間100日以上労働者を使用している場合には中小事業主になります。

中小事業主の特別加入は、労災保険の事務処理を**労働保険事務組合**に**委託**し、**特別加入申請書**を提出し、国から**承認**を受けることが必要です。

建設業における工事現場の労災保険（現場労災）のしくみ



注）特定の工事現場に付随しないの業務での労災事故は**事務所労災**の対象です。「**事務所等の労災保険**」をご参照ください。

3. 現場労災の主な給付は……

給付の種類	支給事由	給付の内容	特別支給金
療養補償	業務災害・通勤災害による傷病について病院等で治療するとき	労働基準監督署が必要と認めた治療費の全額を治るまで	-
休業補償	療養のため労働することができない日が4日以上するとき	4日目より休業1日につき給付基礎日額の60%	4日目より 給付基礎日額の20%
障害補償年金	傷病が治った後に障害が残ったとき（障害等級1～7級）	給付基礎日額の日数分の年金 1級313日分～7級131日分	一時金1級342万円～ 7級159万円
障害補償一時金	傷病が治った後に障害が残ったとき（障害等級8～14級）	給付基礎日額の日数分の一時金 8級503日分～14級56日分	一時金8級65万円～ 14級8万円
遺族補償年金	業務災害又は通勤災害により死亡したとき	遺族の数等に応じ給付基礎日額の245日分～153日分の年金	一時金300万円
遺族補償一時金	死亡した時、遺族補償年金を受け得る遺族がないとき	給付基礎日額の1,000日分の一時金	一時金300万円

①上記の他に、傷病補償年金、介護補償、葬祭料等の給付があります。

②給付基礎日額とは、

労働者：けがをする直前3か月間の賃金の総額÷暦日数 で算出（平均賃金に相当する額です）

特別加入者：事前に決めて加入（3ページ「7. ②特別加入者の保険料」をご参照ください。）

※2020年9月より、複数事業労働者は各就業先の賃金を合算した額で、保険給付されるように変わりました。

③労働者の休業補償給付は、賃金を受けられないときに給付されます（出勤簿、賃金台帳の添付が必要）。

休業の最初の3日間は、事業主が平均賃金の6割以上を補償する義務があります（通勤災害は除く）。

休業の補償は非課税ですので、賃金とは区別して支払います。

④特別加入者の休業補償給付は、全部労働不能であることが支給の条件となります。

全部労働不能とは、入院中又は自宅就床加療中もしくは通院加療中であって全く働けない状態をいいます。

電話の対応や現場での指示など、一部でも労働可能な場合は支給されません。

4. 現場労災で労災事故と認められるものは……

(1) 労働者の場合

①請負工事現場における作業中の事故

②請負工事に必要な準備、又は後始末作業中の事故

注) ①②とも、業務遂行性（事業主の指揮命令下で仕事をしていたこと）と、業務起因性（業務と災害との間に相当因果関係が認められること）があり、請負工事名が特定できることが必要です。

請負工事が下請・孫請の場合は、元請負人の現場労災で給付請求をします（1ページの図を参照）。

(2) 特別加入者の場合

①労働者の所定労働時間内に特別加入申請した業務をする作業、及びこれに直接附帯する作業中の事故

②労働者と一緒に、請負工事現場等で行う時間外または休日の作業中の事故

③①または②に前後して行われる業務を特別加入者のみで行う作業中の事故

注) 以下のような場合は、**労災保険は適用されませんのでご注意ください。**

・労働者を伴わず、休日や所定労働時間外に業務をおこなっていた時の事故。

・事業主本来の業務（株主総会・取締役会・事業主団体の会議への出席、得意先の接待等）での事故。

◆労働者・特別加入者とも、**特定の工事現場に付随しないの業務**でのケガ等は**現場労災では補償されません。**

<現場労災では補償されない事故の一例>

・自社資材置場で片付けや掃除をしていたときに、崩れた資材の下敷きになった。

・工事の注文を検討しているお客様から見積書の作成依頼を請け、現場の下見をしているときに階段から転落した。

・屋根の修繕工事が完了した1カ月後に工事後の状態を確認するため訪問し、屋根に登って工事箇所を確認しているときに地面に転落した。

・作業場の雪かきをしているときに、滑って足を負傷した。

◆労働者・特別加入者とも、工事現場への合理的な経路及び方法での通勤途上のケガについては、**通勤災害**として給付されます。ただし、自動車事故の場合は自動車保険を優先します。

◆次の場合は労災事故とは認められません。①業務とは無関係なことが原因のとき ②故意に災害を発生させたとき ③個人的な恨みなどにより第三者から暴行を受けたとき ④地震・台風など天災によるケガ など

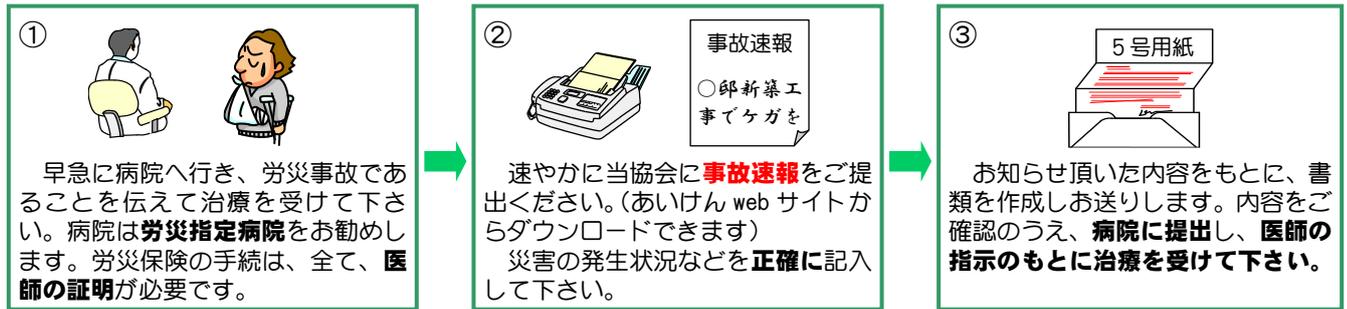
5. 特別加入の申請手続は……

<特別加入時健康診断の必要な業務>

特定業務の内容	従事期間	具体的職種
粉じん作業 (アスベストを含む)を行う業務	3年以上	石工、アーク溶接工、保温工、配管工、築炉工など粉じん業務アスベストを取り扱う業務
有機溶剤業務	6か月以上	塗装工、防水工、シーリング工など、有機溶剤を使用する業務
身体に振動を与える業務	1年以上	石工、はつり工など、振動工具を使用する業務
鉛業務	6か月以上	鉛を使用する業務

- 左記の特定業務の従事期間が表の期間以上の方は、特別加入時に健康診断が必要です。
- この健康診断は特別加入するためのもので、通常の健康診断とは異なります。通常の健康診断を受けていても、**国が指定する病院で必ず受診する必要があります。**※健康診断の受診費用は国が負担しますが、交通費等の付随する費用は本人負担となります。
- 特別加入するには、**加入希望日より前に申請**することになっています。遡っての加入はできません。

6. 労災事故が発生したときは……



- ◆ケガの内容や状況によっては、労災保険の給付が認められないことがあります。
- ◆**労災保険の給付の認定**は、国の機関である**労働基準監督署**が行います。

7. 現場労災の保険料は……

①労働者の保険料

→年間の元請工事金額×労務费率×労災保険率

事業の種類	建築事業	内装工事業	その他建設業
労務费率	23%	23%	23%
労災保険率	9.5/1000	12/1000	15/1000
元請工事額	年間保険料(円)		
100	2,185	2,760	3,450
200	4,370	5,520	6,900
500	10,925	13,800	17,250
1,000	21,850	27,600	34,500
3,000	65,550	82,800	103,500
5,000	109,250	138,000	172,500
10,000	218,500	276,000	345,000
15,000	327,750	414,000	517,500

- 元請工事額は**消費税抜き**の年間合計で単位は**万円**です。
- 元請工事額の見込みが100万円以下の場合であっても、100万円で計算させていただきます。
- 元請工事金額が1件当たり1億8000万円以上または、概算保険料が160万円以上の工事は1現場ごとに一つの事業として労災保険の加入が必要です。別途手続が必要ですので、管轄の労働基準監督署までご相談ください。
- 一括有期事業の地域要件は廃止されましたので、国内どこ都道府県の元請工事でも一括して申告できます。

②特別加入者の保険料

→給付基礎日額×365日×労災保険率

事業の種類	建築事業	内装工事業	その他建設業
労災保険率	9.5/1000	12/1000	15/1000
給付基礎日額	年間保険料(一人当たり/円)		
3,500	12,131	15,324	19,155
4,000	13,870	17,520	21,900
5,000	17,337	21,900	27,375
6,000	20,805	26,280	32,850
7,000	24,272	30,660	38,325
8,000	27,740	35,040	43,800
9,000	31,207	39,420	49,275
10,000	34,675	43,800	54,750
12,000	41,610	52,560	65,700
14,000	48,545	61,320	76,650
16,000	55,480	70,080	87,600
18,000	62,415	78,840	98,550
20,000	69,350	87,600	109,500
22,000	76,285	96,360	120,450
24,000	83,220	105,120	131,400
25,000	86,687	109,500	136,875

- 給付基礎日額は、収入等を考慮して選択して下さい。
- 建設業は、上記の3種類以外にも労災保険上の事業の種類があり、異なる料率が設定されています。詳しくはお問合せください。

- ◆特別加入者の給付基礎日額は、ご加入の翌々年度以降の年度更新【準備】の際に、その時点での収入に見合う額に変更することができます。※所得証明書が必要な場合があります。その際にご協力ください。
- ◆事務組合委託の場合は、加入月、金額により、労働保険料を**3回に分割納付**できる場合があります。
- ◆ご加入後に主な元請工事の内容が変わった場合は、料率の変更手続が必要になります。
- ◆この保険料率等は今年度のもので、料率等は原則3年ごとに見直しが行われます。

8. 加入金・会費・事務委託手数料は……

①加入金 5,000円 ②年会費 19,000円 ③事務委託手数料 (特別加入者や常用労働者の数による)

- ◆詳しくは、「**会費等一覧表**」をご参照ください。

9. 雇用保険、事務所等の労災保険について

- ◆ 所定労働時間が週に20時間以上で、31日以上雇用の見込みがある労働者（パート、アルバイトなど含む）を1人でも雇用する場合は、**雇用保険**の加入も必要です。「**建設業の雇用保険**」をご参照ください。
- ◆ **特定の工事現場に付随しない業務**（工場で製品を作る、資材置場の片付け、保守・メンテナンス、営業・事務等）を行う場合は**事務所等の労災保険**も必要です。「**事務所等の労災保険**」をご参照ください。

10. 労働者の賃金台帳・出勤簿を作成しておいてください

重要

- ◆ 万一の労災事故の手続にはその**労働者**の**出勤簿**、**賃金台帳**のコピーが必要になります。2ページ「3. 現場労災の主な給付は②③」をご参照ください。
- ◆ **出勤簿**、**賃金台帳**、**労働者名簿**は**法定3帳簿**といい事業主は作成することが**法律で義務付け**られています。日頃から作成しておいてください。**労働条件通知書**、**業務日報**等が必要になることもあります。

11. 次のときはお早めにご連絡ください

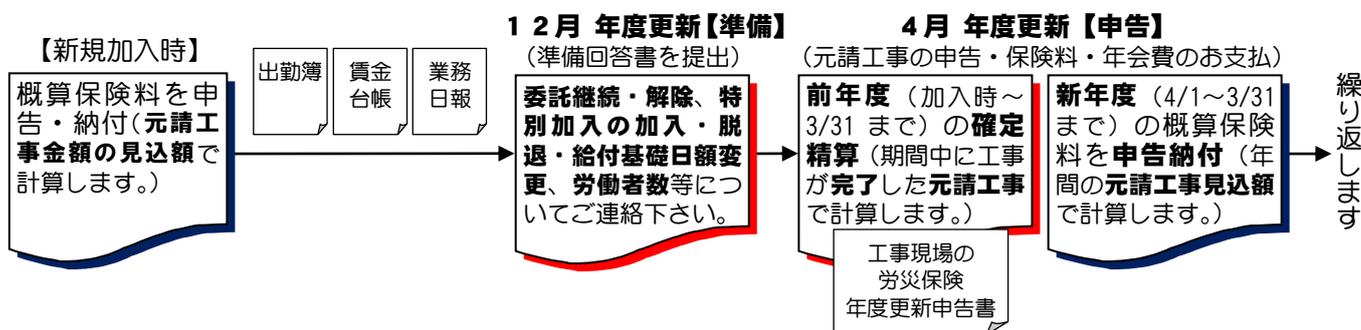
重要

- ① 会社名・代表者名・事業所所在地の変更、個人事業所を法人にするなど、事業所に変更があるとき
個人事業所の代表者の変更や、法人化の際に代表者が変わるときなどは、労働保険の廃止と再加入が必要になる場合がありますので、お早めにご連絡ください。
- ② 特別加入者の**追加**、**脱退**をしたいとき
加入・脱退の希望日より前に申請手続が必要です。遡っての加入・脱退はできません。
- ③ 特別加入者の**特別加入申請書**記載の内容を**変更**したいとき
業務の具体的内容、所定労働時間など、加入時に申請書に記載した内容を変更するときは、労働基準監督署への**変更申請が必要**です。特定業務（粉じん・有機溶剤・振動・鉛）に該当することになった場合は、**健康診断受診**が必要になることがあります。
※健康診断の受診費用は国が負担しますが、交通費等の付随する費用は本人負担となります。
- ④ **労働者を雇用しなくなったとき**
「労働者を年間100日以上使用しない」こととなった場合は、**中小事業主の特別加入**は継続できません。
ア. 中小事業主特別加入を脱退（希望される方は「一人親方特別加入」に加入）
イ. 「事業所」を廃止して、「労災保険料」と「雇用保険料」の精算の**2つの手続が必要**になります。**労働保険事務組合 愛知県建設産業協会**と、**一人親方団体 愛知県建設厚生協会**が連携して手続をさせていただきます。（別途、手続費用が発生します。）
- ⑤ 建設業を廃業したとき
保険料の確定精算をし、還付金があるときはお返しいたします。
会費・加入金・事務委託手数料等はお返しできません。

12. 年度更新の手続をしてください

重要

毎年、**12月**に年度更新【準備】、**4月**に年度更新【申告】として、**年度更新関係書類**をお送りいたします。お送りする書類は必ずご確認の上、**期限内に手続**をしてください。ご不明な点等はお早目にご相談ください。



働く人の **安心** と **安全** をバックアップ

ご不明な点など
ございましたら
お気軽にご相談
ください。

労働保険事務組合 一般社団法人

愛知県建設産業協会



〒466-0044 名古屋市昭和区桜山町 3-51-2

TEL 052-852-6326 FAX 052-841-4591

自動音声ガイダンス②番

あいけん

URL <https://www.aiken.ne.jp>

E-mail: sankyo@aiken.ne.jp

地下鉄桜通線「桜山」駅③番出口より北へ徒歩5分 駐車場有り
労災保険／雇用保険／建設業退職金共済／全建産国保／各種研修会 等

◆ 営業時間 … 9:00～17:00

◆ 休 日 … 土曜日、日曜日、祝日、年末年始、お盆

